



豊農第 740 号
平成25年 6月20日

愛知県環境部長 殿

豊川市長 山 脇 実



本宮山県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更について（回答）

平成25年6月13日付け25自環第124号で照会のありましたことについては別紙様式のとおり回答します。

担当 産業部農務課 寺部

電話 0533-89-2139（直通）



本宮山県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更等に対する意見について

番号	場所	意見内容等
1		特入否
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		



25 自共第 186 号
平成 25 年 6 月 24 日

愛知県環境部長 様

岡崎市長 内田 康宏



本宮山県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更について（回答）
平成 25 年 6 月 13 日付け 25 自環第 124 号で照会のありました本宮山県立自然公園の
公園区域及び公園計画の変更について、別添のとおり回答いたします。

担 当 岡崎市環境部自然共生課自然保護班（今泉）
電話 0564-23-6188
メール：sizenkyosei@city.okazaki.aichi.jp



本宮山県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更等に対する意見について

番号	場所	意見内容等
1	単独施設の追加 50 園地	既存の計画の 28 園地（闊菟国有林）の削除を取り消すため、追加は不要。
2	単独施設の削除 28 園地	「本宮山ふるさと自然公園」が廃止され、原形復旧されたのは誤りのため単独施設の削除は不適當
3	単独施設の削除 30 博物展示施設	削除理由：『「本宮山ふるさと自然公園」が廃止され、原形復旧されたため削除する。』を、『公園利用のための必要性が乏しいことから削除する。』に変更する
4	単独施設の削除 31 駐車場	「本宮山ふるさと自然公園」が廃止され、原形復旧されたのは誤りのため単独施設の削除は不適當
5		
6		
7		
8	※ 上記意見について、公園計画書に反映済みです。	
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		



新 観 2・1・3

平成25年9月4日

愛知県知事 殿

新城市長 穂 積 亮 次
(公 印 省 略)

本宮山県立自然公園区域及び計画の見直し意見について (回答)

このことについての回答は下記のとおりです。

記

- 本宮山県立自然公園の区域及び計画の案について
異議ありません。

新城市役所 産業・立地部 観光課
担当 原田・薮島

TEL 0536-32-0516 (直通)

FAX 0536-32-1170

E メール hri-kankou@city.shinshiro.lg.jp

